

3産労観企第188号

東京都観光事業審議会

東京都観光事業審議会条例(昭和28年東京都条例第2号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和3年5月21日

東京都知事 小池 百合子

記

1 諮問事項

新たな「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」の策定に当たり意見を求める。

2 諮問の趣旨

都は2019年2月、「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン～東京2020大会に向けた重点的な取組～」を策定し、受入環境の整備や地域の観光資源の開発、海外からの旅行者誘致について、東京2020大会に向けて重点的に取り組むべき施策を選定し、メリハリのある施策展開によって取組を加速させてきた。こうした取組の成果もあり、2019年の訪都外国人旅行者は過去最多、観光消費額も過去最高を記録するなど、国際観光都市としての実績を着実に積み重ねてきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界の観光は過去に例のない移動の制約を受けており、日本国内においてもインバウンド需要の激減に加え、国内旅行にも大きな影響を及ぼしている。一方で、身近な観光資源の価値が再認識され、デジタル技術を活用して安心・快適に観光を楽しめる新しいサービスも生まれている。

こうした状況においては、単にコロナ禍前に戻るのではなく、持続可能な回復を実現する「サステナブル・リカバリー」の観点から東京の観光産業の復活に向けた施策を展開し、観光産業を再び成長軌道に乗せ、さらなる飛躍へと導いていくことが重要である。

そのため、都は現在のプランを改定し、新たに「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」を2021年度中に策定することとする。このプランを戦略性のある効果の高いものとするためには、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体、また、観光に関する知見を有する者の意見や要望を十分に反映し、行政と民間の力を結集しなければならない。

このような認識の下、新たなプランの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。